

埼玉県保育士修学資金貸付申請書

2025年10月1日

連帯保証人欄以外は、申請者本人が自署すること

私たちは、「埼玉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱」の規定により本修学資金の貸付を受けたいので、同意書の各号の事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

養成施設名		彩の国すこやか専門学校 (併修校名:)		入学年月		2025年 4月 (申請時点: 1年生)		記入漏れ 注意	
学部・学科 課程・コース名		保育士課程		修業年限		2年 0箇月 (卒業予定 2027年3月)		記入漏れ 注意	
申請者 (自署)	ふりがな	ふくし たろう		生年月日		西暦 2006年 4月 2日 (19歳)			
	氏名	福祉 太郎							
	現在の住所	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65				【訂正方法】二重線で訂正、訂正印（記入者印）を押印、近くに正しく記入する			
	住民票の住所 上記住所と異なる場合のみ記入	〒 (住民票を異動していない理由) 〇〇のため、住民票を異動していない ※具体的に記入してください							
	住民票の住所を記載してください。								
電話番号	自宅 048-824-3370		携帯 090-0000-0000						
連帯保証人 (予定) (自署)	ふりがな	ふくし ちちお		申請者との関係	生年月日	西暦 1968年 5月 1日 (57歳)			
	氏名	福祉 父男		父					
	住所	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65							
	電話番号	自宅 048-824-3370		携帯 080-0000-0000					
	日中連絡先	電話番号 080-0000-0000		※連帯保証の意思を確認するため、本会から電話連絡します。 ※連帯保証の内容について十分ご確認のうえご申請ください。					
	勤務先	名称	〇〇株式会社		前年の所得	課税証明書から転記してください			
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						
負債状況 (該当に○)	有・	内容		金額			円		
	状況	申請中・受給中・借受中・返済中・猶予(据置中)・滞納・債務整理中・免責・その他()							
家族の状況 ※申請者の同一生計の家族	関係	氏名	年齢	同居・別居	前年の所得	備考			
	本人	福祉 太郎	19		円				
	父	福祉 父男	57	☒ 同居・別居					
	母	福祉 母子	50	☒ 同居・別居					
	妹	福祉 妹美	16	☒ 同居・別居	円	高校生			
	祖母	福祉 祖母江	80	☒ 同居・別居	円	年金			

■申請理由について

(1)
申請理由
(経済的に修学資金の利用が必要な理由等)

(2)
埼玉県内の
どのような施設で
どのような保育士
になりたいか

・申請者自身の言葉で、具体的に記載をしてください。
・他者と酷似している場合は、再提出を依頼することもありますので、御注意ください。
【例】(1)家計の収入が少なく、学校に通うための授業料等の費用が不足する理由 等
(2)養成施設等を卒業後、埼玉県内の保育所等で〇〇で〇〇な保育士になりたい 等

☒ 私は、保育士の資格を取得後、埼玉県内の保育所等において、保育士業務に従事します。...

☒を入れてください。

保育士修学資金シミュレーションシート（様式第17号）の内容を書き写してください。

■修学資金の借入希望について

円未満切り捨て)

高等教育の修学支援 新制度の対象	☒ 対象者である ・対象者でない ・申請中	区分 (対象者は 該当に○)	第 I ・ II ・ ☒ III ・ IV 区分
申請中の場合は、「区分」「授業料等減免金額（年額）」は未記入としてください。		から2027年 3 月まで (18 箇月)	
金 額	(月額50,000円以内)	月額 50,000円 × 18箇月分	= 900,000 円
	②入学準備金 (200,000円以内)		0 円
	③就職準備金 (200,000円以内)		200,000 円
	④生活費加算 (生活費加算額参照)	月額 , 000円 × 箇月分	= 0 円
	合計	(①+②+③+④)	1,100,000 円

■他の奨学金等の借入状況

名称	状況
日本学生支援機構（貸与型）	申請中・受給中・返済中
	申請中・受給中・返済中
	申請中・受給中・返済中
備考	

- 修学資金は貸付となります。申請するようにしてください。
- ※修学資金の利用により、他の借入金を減額する場合は、その旨記入してください。
- 「高等教育の修学支援新制度の対象」となる場合、修学に必要な金額から授業料等の減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合のみ貸付が可能です。